

令和5年（ワ）第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと 角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

## 原告第5準備書面

令和6年3月21日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

(被告ら及び灘民商の共謀による職業安定法違反について)

- 一 1 原告は、本件において、灘民商を含む被告らが原告を解雇した理由のすべてを違法無効であるとするものであり、その中で、灘民商との共謀による違法行為として、解雇理由の一つである「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」との点は著しく違法無効であると主張してゐるものである。
- 2 そもそも、原告が選挙活動を怠ったとする事実はないのであつて、被告らは、どのやうな行為態様を以て「怠った」とするのかについての解雇理由を具体的に主張立証すべきである。
- 二 1 ところで、この解雇理由においては、共産党に「出向」したとあるが、この出向といふのは、職業安定法第44条の労働者供給事業による「供給」を意味するか、あるいは、労働者派遣法の「派遣」を意味するかのいずれかである。前者については、灘民商を含む被告らは厚労大臣から無料の労働者供給事業の許可を受けた労働組合等ではないので「出向」させること自体が違法であり、また、後者についても、労働者派遣法に基づき、出向先の共産党と原告の間で雇用契約を締結した事実は存在せず、原告が共産党から賃金の支払を受けた事実等もないことからして、これも職業安定法第44条に違反して違法無効である。
- 2 つまり、灘民商と被告らは、罰則を以て禁止されてゐる同法第44条違反を共謀して違反して選挙事業を行つたのであつて、両者はまさに不可分一体の関係にあり、解雇理由も上位支配団体である共産党の選挙運動を怠ったとするものとなつてゐるのである。
- 3 原告は、共産党の党員であり、共産党による絶対的な支配従属の関係に置かれてゐるの

で、「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定する」（労働基準法第2条第1項）といふ関係では全くないため、共産党との雇用関係はあり得ないのであつて、被告らと灘民商は、そのことを知悉しながら共謀して労働者の供給として犯罪行為を行つたといふことである。